

千葉県地方土地開発公社定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と地域住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、千葉県地方土地開発公社と称する。

(設立団体)

第3条 この土地開発公社の設立団体は、千葉縣市町村総合事務組合とする。

(事務所の所在地)

第4条 この土地開発公社は、事務所を千葉県千葉市に置く。

(公告の方法)

第5条 この土地開発公社の公告は、千葉縣市町村総合事務組合公報に掲載して行う。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役員)

第6条 この土地開発公社に次の役員を置く。

- 一 理事 7名（うち理事長1名、副理事長1名）以内
 - 二 監事 2名以内
- 2 理事のうち常任の理事として、専務理事1名を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、この土地開発公社を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、規程の定めるところにより、この土地開発公社の業務を掌理するとともに、常任の理事は、規程の定めるところにより、理事長及び副理事長がともに事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長がともに欠けたときはその職務を行う。
- 4 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」という。）第16条第8項の職務を行う。

(役員任命)

第8条 理事及び監事は、千葉縣市町村総合事務組合長が任命する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事のうちから千葉縣市町村総合事務組合長が選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 監事は、任期満了後その後任者が選任されるまでの間、その職務を行うことができる。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員の任命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第12条 この土地開発公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第13条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の議事)

第14条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

一 定款又は業務の執行に関する規程の変更

二 基本財産の額の変更

三 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

四 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書

五 規程の制定又は改正若しくは廃止

六 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

七 規程で定める財産の取得及び処分

八 その他この土地開発公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号から第3号までに掲げる事項については、出席理事3分の2以上の決するところによる。

(議事録)

第16条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 開会の日時及び場所

二 理事の現在数及び出席者の数

三 議事の経過の概要

四 議決事項

五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席者のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

(会議に代える書面表決)

第17条 理事長は、簡易な事項又は急を要する事項については書面をもって賛否を求め、会議に代えることができる。ただし、次の理事会でその結果を報告しなければならない。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第18条 この土地開発公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 法第17条第1項第1号の土地の取得、造成その他の管理及び処分並びに同項第2号に規定する事業（これらに附帯する業務を含む。）を行うこと。
- 二 地方公共団体の委託に基づき、法第17条第2項第1号に規定する公共施設又は、公用施設の整備（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。
- 三 国、地方公共団体、その他公共的団体からの委託に基づく土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第19条 この土地開発公社の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第20条 この土地開発公社の資産は、基本財産とする。

2 この土地開発公社の基本財産の額は、110,000千円とする。

3 基本財産は、安全、かつ、確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第21条 この土地開発公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(決算)

第22条 この土地開発公社は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第23条 この土地開発公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後すみやかに財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て千葉県知事に提出する。

(利益及び損失の処理)

第24条 この土地開発公社は、第21条の会計区分に従い、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。

2 この土地開発公社は、第21条の会計区分に従い、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第25条 この土地開発公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債又は地方債の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第5章 雑則

(解散)

第26条 この土地開発公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、千葉県市町村総合事務組合議会の議決を経、千葉県知事の認可を受けたときに解散する。

- 2 この土地開発公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、千葉県市町村総合事務組合にこれを帰属させる。

(規程への委任)

第27条 この土地開発公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則 (昭和48年3月26日千葉県指令第941号)

(施行期日)

- 1 この定款は、法附則第2条の規定により、千葉県地方土地開発公社への組織変更の日から施行する。

(最初の事業年度)

- 2 この土地開発公社の最初の事業年度は、第21条の規定にかかわらず、この土地開発公社への組織変更の日から昭和49年3月31日までとする。

附 則 (昭和48年11月27日千葉県指令第2309号)

この定款は、昭和48年12月1日から施行する。

附 則 (昭和50年7月29日千葉県指令第1952号)

この定款は、認可の日から施行する。

附 則 (昭和52年3月11日千葉県指令第703号)

この定款は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年8月18日千葉県指令第958号)

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和60年9月24日千葉県指令第955号)

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成18年11月16日千葉県市指令第16号)

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成20年5月12日千葉県市指令第295号)

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成20年11月25日千葉県市指令第1829号)

この定款は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月21日千葉県市指令第1879号)

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。